4月・5月のごみ収集日

■お問い合わせ　役場1階　水道環境課　環境衛生係
☎43-2111(内線2126)

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区(午前5時から8時までに可燃ごみ集積所へ出してください。)	毎週 火曜日・金曜日

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	4月22日(月)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	4月23日(火)

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 (不燃ごみ集積所)	5月30日(木)
	B地区 (不燃ごみ集積所)	5月31日(金)

※蛍光管(電球除く)・体温計(水銀式)・乾電池(ボタン電池除く)・小型充電式電池・小型家電は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

※**電球や蛍光灯のグローランプは不燃ガラス類です。**蛍光灯回収ボックスでは回収しません。

A地区＝八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール 古着回収 (福地・潮南出張所を除く)	B＆G体育館北側 各出張所	4月･5月の回収はありません

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第3日曜日 午後1時～4時
	錦織処分場	毎月第2・第4日曜日 午前9時～正午 午後1時～4時

※土砂や岩石、また業者が行った工事で発生したがれき類は処分できません。

※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

犬を飼い始めたら登録を！(狂犬病予防法)

○登録
犬を取得した日から30日以内に登録申請書の提出が必要です。

○死亡届・登録事項の変更
飼い犬の死亡、所有者・所在地を変更した時は届け出が必要です。

○狂犬病予防注射
年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

犬は大切な家族です！
飼い主として“責任”と
“愛情”を持ちましょう

その他プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	4月14日(日)
		4月28日(日)
		5月12日(日)
		5月26日(日)

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示された容器包装プラスチックが収集の対象です。汚れがひどいものは可燃ごみへ出してください。

※ペットボトルおよび食品トレイ・発泡スチロールは別に分別収集を行います。その他プラでは回収しません。

ルールを守ってごみ出しを！

1. 分別ルールを守りましょう。
○ごみは種類ごとに正しく分別し、指定ごみ袋に入れて指定の集積所に出してください。
○ごみ袋には、自治会名･氏名を書いてください。
○資源ごみを出すときは、きれいに洗って出してください。

2. 違法な不用品回収業者にご注意を
○廃棄物の収集・運搬には許可が必要です。無許可業者の不適切な処理や不法投棄が問題になっています。安易に回収依頼をしないでください。

ご利用ください　資源ごみ袋

リサイクルできるびん類･缶類を「不燃ごみ袋」で出されていませんか?
割れていないびん類や洗浄された缶類は資源ごみ袋で出せます。
不燃ごみ袋(大)と同じサイズで1枚あたり30円お安いため、集積所に出す際はぜひご利用ください。

入浴券にご利用ください。
購入補助金
交付申請委任状
様
入浴券用紙
見出しの補助金の入浴券に貼り付け、ご記入の上、ご提出ください。
私は、裏面の者を代理人と定め、請求および受領に関する一切の権限を委任します。
交付申請、請求および受領
※購入(委任)年月日
※住所(自治会)
※購入(委任)者名と印
※は購入(委任)者が記入押印し町内登録販売店へ提出ください。
㊞